

さいたま市水道局告示第28号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により令和5年2月6日さいたま市水道局告示第12号において公告した特別簡易型総合評価方式一般競争入札について、次のとおり入札を中止したので、さいたま市水道局契約事務規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第34号）第26条第2項の規定により公示する。

また、中止に伴い地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により令和5年2月6日さいたま市水道局告示第12号を次のとおり変更する。

令和5年2月28日

さいたま市水道事業管理者 小 島 正 明

1 中止とした一般競争入札

- (1) ア 契約整理番号 229902081
- イ 工事名 老第3471号布設替工事（ゼロ債）
- ウ 工事場所 さいたま市西区三橋6-1326-6～6-1346-1
- エ 開札日 令和5年2月24日（金）
- オ 中止理由 本工事の告示期間中、設計書の積算ミスが判明したため。

2 変更する一般競争入札及び変更する箇所

(1) 変更内容

(ア) 変更前

さいたま市水道局の発注する「老第3471号布設替工事（ゼロ債）」ほか1件の特別簡易型総合評価方式一般競争入札について、次のとおり公告する。

(イ) 変更後

さいたま市水道局の発注する「老第3419号布設替工事（ゼロ債）」の特別簡易型総合評価方式一般競争入札について、次のとおり公告する。